

IV 学 生 相 談

●みなさんには、適切なサポートを受ける権利があります

大学生活を送るうえで、学修面、対人関係、障がいや特性にかかること等、各場面で困りごとが生じた場合は、一人で悩まず、下記の相談窓口にご相談してください。学生のみなさんには、適切なサポートを受ける権利があります。みなさんの意見を尊重しながら、負担感が少しでも軽くなるような環境づくりを行っていきます。

●サポートを受けることは、特別扱いを受けることではありません

学生のみなさんは全員が等しく学ぶ権利を持っています。困りごとを抱える方へのサポートは、その方が他のみなさんと同じスタートラインに立って学んでいくための環境の調整であり、決して特別扱いではありません。みなさんが互いの個性を尊重し、支えあいながら、人々の多様なあり方を相互に認め合っていくことが、誰もが気持ちよく過ごせる大学につながります。

●学生相談では、あなたの悩みが少しでも良い方向に解決するような支援をします

大学生活においては、修学、健康、対人関係、就職・進路、経済的困窮、キャンパス・ハラスメントなどさまざまな問題・悩みに直面することが少なくありません。

悩んだときは、一人で問題を抱え込まないことが大切です。誰かに相談をしたり、カウンセリングを受けたりすることは決して恥ずかしいことはありません。困ったことがあれば、相談の窓口を利用してください。学生相談では、プライバシーに十分配慮し、個人の秘密は厳守します。ここでは、いくつかの相談窓口を紹介します。

どこに相談するかを迷うときには、学生サポート室を訪ねてみてください。



◇学生サポート室

学生サポート室には、常駐の相談員がいます。どんな相談にも応じますので、ひとりで悩まずに、気軽に相談してください。みなさんがくつろぐことのできる談話スペースもあり、読書や勉強もできます。保護者からの相談も受けます。

○開室日時：月曜日・水曜日～金曜日 9：00～16：30（高木）

火曜日 9：00～17：00

※火曜日の各種相談は、13:00 から予約制で対応します（P 42 心理相談参照）。

開室中の部屋利用はできます。

○相談場所：学生サポート室（メディアセンター2階）

○相談方法：直接来室してください。事前に予約されれば優先的に時間を取ります。

○連絡先：直通電話0855-24-2391（直通）

e-mail：y-takagi@admin.u-shimane.ac.jp

○相談員：高木 由香子（認定心理カウンセラー）

◇心理相談

修学上の問題や学生生活における様々な悩みの相談に臨床心理士が応じます。希望者には心理検査もできます。予約の上、お越しください。

○相談日：火曜日 13:00～17:00（予約時に時間を決めます。）

○相談場所：学生サポート室内 相談室（メディアセンター2階）

○連絡先：直通電話 0855-24-2214（医務室）0855-24-2391（学生サポート室）
e-mail: h-imushitsu@u-shimane.ac.jp

○担当者：東 孝子（臨床心理士）

※初回の予約は看護師が相談日程を調整します。2回目以降は、東臨床心理士にご相談ください。

◇精神保健相談

学生本人及び家族の精神保健に関する医学的な相談に精神科医が応じます。予約制となっていますので、下記連絡先に連絡してください。相談者の都合に合わせて日程調整を行います。

○相談日：学内メール又は掲示にてお知らせします。

○相談場所：学生サポート室内 相談室（メディアセンター2階）

○連絡先：予約を医務室で受け付けます。

医務室（本部棟1階） 直通電話 0855-24-2214

e-mail: h-imushitsu@u-shimane.ac.jp

○担当者：松本 貴久（校医、西川病院精神科医）

◇医務室（身体・健康相談）

看護師が医務室で身体の健康、栄養や運動、障がい者の職業生活全般について相談・指導を行います。専門医療機関の紹介も行っています。

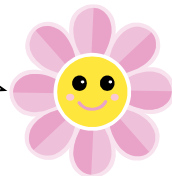
○開室日時：月曜日～金曜日 8:40～17:15

○相談場所：医務室（本部棟1階）

○連絡先：直通電話 0855-24-2214

e-mail: h-imushitsu@u-shimane.ac.jp

相談に応じるのは専門スタッフだけではありません。
誰かに話すことが大切です。
何かあれば、遠慮なく身近な先生や事務局に相談をしてください。



◇ゼミ・演習科目担当の先生

ゼミ・演習科目担当の先生は、みなさんにとって身近で、かつ、みなさんのことを、気にかけてくれる存在でもあります。学生生活の中で何か気になることや、悩んでいること等があれば、気軽に相談してみてください。

◇学生生活なんでも相談

学生生活委員の先生方が、学生生活に関する様々な相談に応じます。

学生の希望に応じて対面・メール・オンライン等により対応しますので、まずは担当の先生までお気軽にご相談ください。

※担当教員はUNIPA・学内の掲示等でお知らせします。

◇ハラスメントに関する相談

本学では、学内におけるアカデミック・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等のキャンパス・ハラスメントについても相談窓口を設けています。相談や申し出が相談者の不利益になることはありませんので、安心して相談してください。メールによる相談、または、本部棟1階事務室（学務課）でも相談可能です。担当の相談員が対応します。

○e-mail : h-harassment@u-shimane.ac.jp

○相談後の対応について：

相談の内容が、ハラスメントに該当し、かつ相談者が希望した場合には、キャンパス・ハラスメント防止委員会が、必要な調査を行います。ハラスメントの事実があったと認めるときは、ハラスメント解消に向けた対策をとります。

◇学務課学生支援係

障がいや特性にかかる困りごと等、学生生活を送る上で大学に対し支援や配慮を求めたい場合は、本部棟1階事務室（学務課学生支援係）に相談してください。

◇その他

寮に関することは寮務主事が、サークルなどの学生団体に関することは顧問の先生が相談に応じます。



本学の教職員は、みなさんが安心して学生生活を送ることを願っています。

ハラスメントとは

■キャンパス・ハラスメント

本学の学内及び学外において、教職員、学生及び関係者等が、他の教職員や学生等に対し、次に掲げるハラスメントにより、就労又は修学の環境を悪化させる行為並びにその対応によって不利益を被らせる行為をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

教職員や学生等が、他の教職員や学生等を不快にさせる性的な言動をいう。

(2) アカデミック・ハラスメント

教職員が、教育・研究の場における地位又は権限を不当に利用し、他の教職員又は学生等に不利益を被らせる行為をいう。

(3) その他のハラスメント

教職員や学生等が、相手方の意に反する不当な要求や圧力等によって、他の教職員や学生等を不快にさせる人権侵害の行為をいう。

■キャンパス・ハラスメントに起因する問題

キャンパス・ハラスメントにより、教職員や学生等の就労又は修学上の環境が害されること若しくは不利益や損害を受けることをいう。

■ハラスメントの主な例

(1) セクシュアル・ハラスメント

- ・ 修学上、研究上又は学生生活における利益又は不利益を条件として、性的関係を強要すること。
- ・ 執拗若しくは強制的な性的行為への誘い、あるいは交際の働きかけをすること。
- ・ 性的な面で、不快感をもよおすような話題、行動及び状況をつくること。

(2) アカデミック・ハラスメント

- ・ 学生の進級・卒業を正当な理由なく認めないこと。
- ・ 研究データの捏造・改ざんの強要をすること。

(3) その他のハラスメント

- ・ 教職員や学生等が、相手の人格・尊厳を否定するような暴言を吐くこと。
- ・ 教員、上級生など優位な立場にあるものが、その立場を利用して無理なことを要求し、それにさからったり反発したりすると不利益な扱いをすること。